

令和6年2月2日
国土交通省海事局

船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針の改定案に関する意見募集の
結果について

国土交通省では、令和5年11月29日から令和5年12月28日まで、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針の改定案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和5年11月29日（水）から令和5年12月28日（木）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子メール、FAX及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 2件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局船舶産業課

電話番号 03-5253-8634

(別紙)

御意見の概要及び国土交通省の考え方

通し番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方
1	遊覧船と遊漁船は同じ船であるが、構造や用途は全く異なる。遊覧船に救命筏を搭載することは人命の観点から大切であるが、遊漁船の場合は構造上ほとんどの船が救命筏を搭載できるだけのスペースが無く、搭載すること自体、実用的な案ではない。遊漁船関係者と意見を交わし、調整が必要な件であり、施行する前に再考いただきたい。	御意見については、本取組方針の改定案に関するものではないため、担当課室に共有させていただきました。
2	安全性を向上させることは重要だが、旅客船と遊漁船を一律化するのは無理がある。遊漁船の現状設備、安全対策への取組等、実情を調査してから検討すべきである。明らかに一方的な省令案のため、遊漁船関係者を交えての再審議を求める。仮にこのまま施行されると、補助金があっても負担額があまりに大きく、遊漁船業の存続が危ぶまれる事業者が続出する。	